

平成 20 年度社会福祉法人神東会事業計画書

1 法人の基本理念

当法人の基本理念は、次に掲げるとおりです。

人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本に、公平公正な運営を目指します。

常に健全で活力ある経営を念頭に、施設機能の充実に努めます。

地域にとけこみ、住民の理解を得ながら、地域福祉の推進に努めます。

利用者の基本的人権を尊重し、個々の能力に応じ日常生活に必要な福祉サービスの提供に努めます。

職員の資質向上を図ると共に、勤務条件の改善に努めます。

2 法人の運営方針

当法人の運営は、基本理念を踏まえ、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性を確保し、地域福祉の向上と増進に寄与するように努めます。

3 平成 20 年度事業計画（総論）

当法人の事業に影響が大きい介護保険制度は、介護予防事業が新設された 18 年度以降は大きな改正もなく、利用状況も一定のところでは落ち着いている感があります。しかし、介護予防事業の対象者の利用が多い部門では、利用者数は変わらないが、利用収入が落ちており、事業経営面では、介護予防の対象者が増えるに従い厳しい状況になっています。また、介護保険法などの規定に定める運用について、従来は厳格な指導がなかった部分が、指導監査等の都度、詳細な部分にまで追求されてきており、運営面でも、年毎に処理が複雑になっています。

事業制度の複雑化、利用者ニーズの多様化のなかで、利用者の皆様に満足していただけるよう、基本理念に従い、より良いサービスの提供に努め、地域の福祉の担い手として自他共に認められるよう、業務運営に努めたいと考えます。

特別養護老人ホームは、ほぼ満床の状況で推移しています。特にショートステイの利用希望が多く、日によっては利用をお断りすることもあり、ご利用者にご迷惑をかけることが多々あります。この対策には、利用定員を増やす以外にもなく、19 年度には飛騨市に 3 階の保健センター部分の移転と法人への貸付をお願いし、市において検討をいただいております。新年度は、市において何らかの方向が示されるのではないかと期待をしていますが、もし、貸与といったことが明らかになれば、法人としての対策を検討し、皆様にお諮りしながら

必要な措置を取りたいと考えています。また、本年4月から介護療養型病院であった「ケホスピタルたかはら」が老人保健施設に変更され、市民病院の病床の一部が療養型病床に転換されますが、この施設体系の変更が当法人の事業にどのような影響を与えるのか等についても、的確な情報・状況の収集、利用者ニーズの掌握に努め、先を見越した運営に努めたいと考えます。

デイサービス事業は、従来と同様に、東町は要介護の方、旭ヶ丘は要介護と要支援の方を対象として事業を進めます。旭ヶ丘の利用者の状況を見ますと、要支援1、要支援2が、述べ利用者数の約30%となっており、要介護者と一緒の介護内容で、はたして満足いただいているのか疑問はありますが、これまで特別な要望等は聞いていません。しかし、介護予防事業の目的である運動機能の維持といったことは自立した日常生活を送るためには必要なことですので、介護予防対象者と要介護者の介護のあり方についての検討を進め、少しでも運動機能が低下しない取り組みといった事業展開等に取り組んでいきたいと考えています。東町については、利用者個々のニーズが満たされるように介護内容の充実に取り組んでいきます。

ホームヘルプ事業は、障害児の登校見守りといった仕事の依頼があり引き受けた等、利用者のニーズが多様化しています。また、介護保険制度の中でも、ヘルパーが行う調理のサービスは要介護では認められるが、要支援では、要支援者と一緒に調理することはよいが、ヘルパー単独での調理サービスは認めないとされている等、要介護者と要支援者では、給付の対象となるサービス内容が異なるものがある等、提供するサービスも複雑化しています。ヘルパーは、利用者宅に出向き一人でサービスを行うことから、従業者個々の力量が直接利用者に伝わる反面、その評価もストレートに現れることが多く、事業所としての職員教育が重要な課題であり、適正、公正なサービスの提供が大事と考えます。このため、従事者の資質向上に努め、多様化するニーズに対応できる体制づくりを進めます。

在宅介護支援事業は、19年度から当法人の事業者が神岡町内にある唯一の事業所となり、町内の要介護者の在宅介護支援業務の大部分は当事業所が行い、毎月190人程度利用いただいています。事業の運営は、各サービス事業所等との連携を密にし、利用者及びその家族等の状況や希望を的確に掌握し、その利用者個々が求めているサービス提供が実現されるよう、適切な居宅サービス計画の作成に努めるとともに、計画の確実な実行の支援に努めます。

当法人の事業は、利用者に対する適切かつ確実なサービスの提供といったことが、業績に影響を与えると考えており、利用者の皆様に満足していただき、安心して使っていただける施設の運営、事業の展開が大事と考えます。施設運営には、実際に業務に携わる職員が、それぞれ与えられている立場を理解し仕事に対する責任をもって従事しなければ、職場組織として機能しないため、19年度から4名の職員を管理職に任命し、権限と責任を与えて機能強化に取り組

みましたが、まだ法人組織として満足できる結果が出ていません。

このため、新年度は、職員一人ひとりが社会福祉法人神東会、たんぽぽ苑という組織の一員であるとの認識を持ち、日頃から責任ある行動に努めるよう、職員教育を強め、意識改革を訴え、職員個々の資質の向上に努めます。また、職員の勤務体制についても、人手を要する時間帯には、その時間帯だけのパート雇用を計画する等、業務内容と職員の勤務状況の再点検を進めます。

社会福祉法人神東会は、地域から信頼され、期待される法人であるためには、経営の安定化が大事であります。21年度には介護報酬の見直しが予定されており、適正な経営が図れるよう事業を展開したいと考えています。

4 各事業の運営方針、計画等

(1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

利用者個々のニーズを大切にし、各部門の連携を密にして、安心して過ごしていただける施設運営に努めます。

研修生やボランティアの受入を積極的に行い、地域に開かれた施設として、地域との交流に努めます。また、利用者家族や、地域の皆様との交流を深めます。

各部門の主な目標等は次のとおりです。

介護部門

個々の生活リズムの把握に努め、個々のニーズと心身の状態にあった介護に努めます。

転倒・誤嚥等の事故防止に努めるとともに、施設内における感染症の予防を徹底します。また、ADLの低下防止に努め、明るく健康な日常生活が送れるように努めます。

四季折々の行事やクラブ活動の充実に努め、個々が自分にあった生活が過ごせるように努めます。また、ボランティアの皆様とのふれあい強化に努め、楽しい毎日が送れるように図ります。

情報の共有化、オープン化に努めるとともに、報告、連絡、相談等が円滑に行えるように取り組みを強めます。また、職員配置の見直しを進めるほか、適正な記録等の学習を進め、より質の高い職員の育成に努めます。

相談部門

〔相談員〕

入居者及びご家族とのコミュニケーションを強め、個々のニーズを把握し、他部門との連携を大切にして個別ニーズの実現化、充実化に努め、ご家族との信頼関係の強化を図ります。

施設入所待機者の状況把握に努め、空床期間の短縮、入所の迅速化を目指します。

〔介護支援専門員〕

入居者ご家族との連絡を大切にし、個々のニーズの実現があるケアプランの作成に努めます。

ケアに関わる職員全員が共通の認識を持って計画の実現化に努め、満足した生活を送って頂ける様に努めます。

看護部門

利用者の日々の健康管理に努め、個々のバイタルサインを見逃さず、病状等の早期発見に努めます。また、早期受診に努め利用者の重度化を防ぎます。

職員が感染症の発症元とならないよう、うがいや手洗いの徹底を図り、感染症の予防に努めます。また、面会者等にも協力を呼びかけ、施設内における感染症予防を図ります。

利用者の個別プランに基づいたリハビリを行い、身体機能の低下防止に努めます。

ご家族の意向に応じ、可能な範囲で医師、介護職員、相談員と協力体制を取りながら看取りケアの実施に努めます。

他部門の職員に対する医務内容についての研修を行い、基本的な医務知識の習得を図ります。

給食部門

適温での配膳、食べやすい盛り付け等、おいしく、楽しく食べていただける食事の提供に努めます。

バイキング方式や選択食の内容を随時検討し、利用者に喜んでいただける食事の提供を進めます。

旬を取り入れたメニューや行事に沿った食事の提供に努め、食事の中で四季を感じていただける食事づくりを行います。

衛生管理を徹底し、食中毒の防止に努めます。

(2) 東町デイサービスセンター

認知症の利用者が多く、利用者から直接ニーズを聞くことが難しくなっているため、ご家族との連絡をより密にし、個々のニーズの把握に努め、ニーズに沿ったサービス提供に努めます。

地域の要望を満たすよう、特養併設の利点を活かしたデイサービス事業所として、延長利用や入浴のみの利用にも力を入れます。

(3) ホームヘルプサービス

多様化する業務内容に対応できる体制づくり、職員教育に努めるとともに、迅速かつ円滑なサービスの提供を図り、利用者の増加を図りま

す。

(4) 旭ヶ丘デイサービスセンター

利用者のニーズを尊重した介護を行ないます。個別ニーズの把握と理解、職員がその要求に応えられる介護力・接遇力を身につけ、利用者の課題に合ったアクティビティの提供に努め、利用者の生活力の向上につながるアクティビティメニューの実現を図ります。

介護予防事業の充実に向けた取り組みを行ないます。介護予防事業が出来て2年が経過しました。介護予防としては、アクティビティ加算をメニューに取り組んできましたが、新年度は、さらに充実させるように努めます。また、新たな加算サービス実施に向け、体制や場所の問題を解決すべく課題に取り組んでいきます。

利用者個々の生活リズムを十分に把握し、報告・連絡・相談・記録を的確に実行することを全職員の課題として取り組みます。また、日々の反省を活かし、事故の未然防止と減少化に努めます。

施設内の感染症予防を徹底し、利用者の健康管理に努めます。季節ごとの感染症の発生防止に対する啓蒙活動、一年を通した手洗い・うがいの実施等に取り組む、利用者の健康を守ります。

(5) シルバーサポート事業

居宅介護支援事業

居宅介護支援事業は、平成16年度から徐々に従事する介護支援専門員を増やしてきましたが、19年度の利用状況を見ますと、毎月の利用者に大きな変動がなく推移しており、当面はこれ以上の拡大は必要ないと思われれます。しかし、この事業は、在宅の要介護者が安心して生活を送るための基本となる事業部門であり、これに従事する職員の質により、利用者の今後の生活が左右されることも想定されるといった、重要な業務と考えています。専門職としての職員の能力はもちろんですが、利用者やそのご家族との信頼関係も大事です。今後は、従事する職員の資質向上に努め、利用者はもちろんのこと、サービス提供業者からも信頼される事業所となるよう、業務の充実に努めます。

移送サービス事業

飛騨市の移送サービス事業を引き続き受託し、安全運行に努め、利用者の通院等の便宜を図ります。この事業は、19年度から利用者が減っていますが、市の担当者等に状況を訴え、利用者に迷惑をかけることのないように努めたいと考えます。